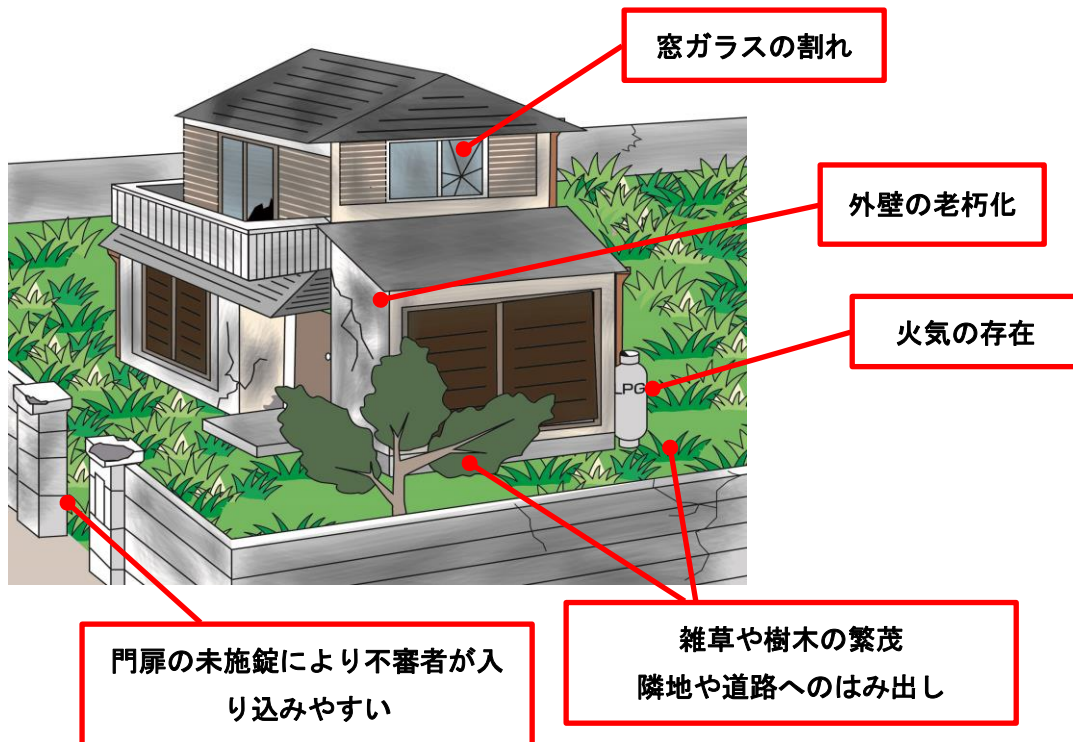


空き家を放っておくと・・・

建物の劣化が進みます！！



デメリット

その1

近隣住民等がケガなどをする恐れがあります！！

空き家を放置したままにしておくと、建物の劣化が進み、屋根瓦の落下・外壁の破損等により、近隣住民や歩行者等がケガをする恐れがあります。また、雑草や樹木が隣地へ侵入し良好な住環境を阻害する恐れもあります。

その2

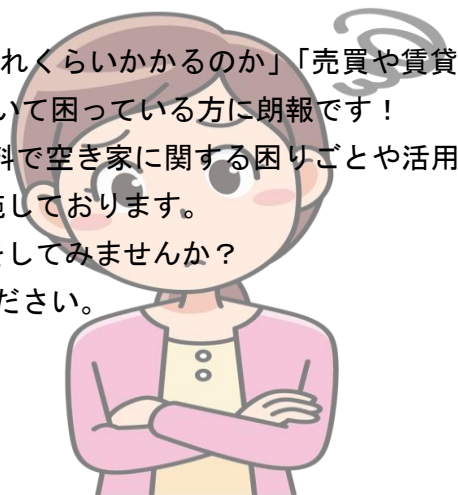
固定資産税等の額が大幅に上昇します！！

平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されました。空き家を危険な状態で放置し、同法に基づく勧告を受けたことにより当該空き家の敷地に係る住宅用地特例が解除された場合、固定資産税等の額が大幅に上昇することになります。

空き家の適正な管理は所有者の責務です！！

空き家をお持ちで困っている方はアドバイザー制度の活用を！！

空き家を所有しているけれども、「管理が難しい」や「改修にどれくらいかかるのか」「売買や賃貸を考えている」「どこに相談すればいいの」など空き家を所有していて困っている方に朗報です！宇治市では、そのような方を対象に、業者に対して1度限り無料で空き家に関する困りごとや活用方法などを相談することが出来る空き家等アドバイザー制度を実施しております。適切な管理がなされていないと苦情が入る前に、専門家に相談をしてみませんか？詳しくは、宇治市総務課（直通：20-8700）までお問い合わせください。



空き家をリフォームや更地にして売却をした方は、譲渡所得が控除される可能性があります！！

相続又は遺贈によって取得した家屋等を平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に売って、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除されます。宇治市では、この制度を受けるために必要となる「被相続人居住用家屋等確認書」を発行しています。自分も該当するかもしれない、これから相続した空き家を売却しようと考えている方などは、一度宇治市総務課（直通：20-8700）までお問い合わせください。

イメージ図

